

## 助成金要領

### 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金の支給についてはこの要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0600 支給決定
0101 趣旨	0601 支給決定等の通知
0102 適用単位	
	0700 返還
0200 定義	0701 返還
0201 新型コロナウイルス感染症	0702 連帯債務
0202 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置	
0203 有給休暇	0800 附則
	0801 雇用関係助成金の共通要領との関係
	0802 施行期日
0300 支給要件	
0301 支給対象事業主	
0302 対象労働者	
0303 不支給要件	
0304 併給調整	
0400 支給額	
0401 支給額	
0500 支給申請	
0501 支給申請書の提出	
0502 申請書類	
0503 支給申請書の受理	

---

## 0100 趣旨

---

### 0101 趣旨

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師（以下「医師等」という。）の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に0203に規定する有給休暇を取得させた事業主に対して、助成金を支給することにより、雇用の安定に資することを目的とする。

---

### 0102 適用単位

助成金の支給は、雇用保険の適用事業所を単位として行うものとする。

なお、雇用保険の適用事業所ではない事業所は申請を行う事業所を適用単位とする。

ただし、雇用保険の適用において雇用保険非該当施設として取り扱われている施設が、①従業員を他の事業所や施設に配転することが実態的に困難な状況にあること、②人事・経理・経営（又は業務）上の指揮監督、労働の態様等において、部分的にせよ一定の独立性を有すること、③施設としての持続性を有することから、実態として、雇用保険適用事業所に準じる機能を果たしていると認められる場合は、助成金の支給においてこれを雇用保険の適用事業所とみなすことができる。

---

## 0200 定義

---

### 0201 新型コロナウイルス感染症

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（COVID-19に限る。）。

---

### 0202 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に基づく措置のうち、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成9年労働省告示第105号）の2（4）に定める新型コロナウイルス感染症に関する措置をいう。

---

### 0203 有給休暇

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導に基づき、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、令和2年5月7日から令和3年3月31日までの間に取得する有給休暇（労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇（※）として与えられるものを除き、年次有給休暇（※）を取得した場合に支払われる賃金相当額の6割以上の賃金が支払われるものに限る。）をいう。

※ 船員の場合は船員法（昭和22年法律第100号）第74条に規定する有給休暇をいう。

---

## 0300 支給要件

---

### 0301 支給対象事業主

0302に規定する対象労働者について、令和2年5月7日から令和3年3月31日までの間に有給休暇を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であって、0302に規定する対象労働者に対して令和2年5月7日から令和3年3月31日までの間に当該有給休暇を合計5日以上取得させた事業主に支給する。

また、当該有給休暇を取得させた時点において、当該有給休暇の制度の整備及び周知がなされていない場合でも、令和3年3月31日までに制度の整備及び周知をした事業主は支給対象とする。

なお、欠勤などを事後的に当該有給休暇に変更した場合にも支給対象とする。（ただし、事後的に当該有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要。）

---

### 0302 対象労働者

支給対象事業主に雇用され、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導に基づき、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（労働基準法上の労働者又は船員法上の船員をいう。）であって、0203に規定する有給休暇を取得したもののうち、雇用保険の被保険者でないものであり、当該有給休暇を取得した日の前日までに1日以上勤務したことがある労働者をいう。

また、次のいずれかに該当する者は対象労働者から除く。

イ 雇用関係の確認ができないもの

ロ 法人の取締役及び合名会社等の社員、監査役、協同組合等の社団又は財団の役員等

---

### 0303 不支給要件

イ 共通要領（令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」に基づく雇用関係助成金支給要領第1共通要領（以下「共通要領」という。））0303（ただし、ロからニまでを除く。）に定めるものについては、助成金を支給しないものとする。

ロ イにかかわらず、共通要領0702の不支給措置がとられている事業主（共通要領0801イ及びロに定める金額の支払い義務を負った事業主（不正受給を行った他の事業主の役員等が申請事業主の役員等となっている場合は、当該他の事業主を含む。）である場合は、支給申請日までに当該金額の全てを支払っている事業主に限る。）については、共通要領0303イは適用しないものとする。

---

### 0304 併給調整

同一の対象労働者の同一の期間について、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金との併給は行わない。

---

## 0400 支給額

---

### 0401 支給額

0102に規定する適用単位の事業所ごとに、対象労働者20人まで支給する。

ただし同一事業所において雇用保険被保険者向けの両立支援等助成金「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」の申請を行う場合は、当該助成金と本助成金の対象労働者をあわせて20人まで支給するものとする。

対象労働者1人につき、0203に規定する有給休暇の延べ日数が5日以上20日未満の場合は25万円を支給し、20日以上の場合は、20日ごとに15万円を加算し、100万円を上限とする。

---

## 0500 支給申請

---

### 0501 支給申請書の提出

本助成金の支給を受けようとする事業主は、支給申請書及び0502に規定する申請書類を事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に提出するものとする。

申請は、有給の休暇制度の整備、労働者への周知、有給休暇日数、賃金の支払い等の状況を明らかにして、令和3年5月31日までに、対象労働者1人につき、0203に規定する有給休暇の延べ日数が5日に達した日から1人当たりの金額の上限に達する日数までの間、すべて又は一部の当該有給休暇日数を1回にまとめ、又は複数回にわけて行うことができる。

また、1回の申請において、複数の労働者をまとめて行うこともできる。

さらに、必要書類について原本の写しを提出する場合に、管轄労働局長の求めるところにより事業主による原本証明を付すこと。

---

### 0502 申請書類

支給申請書を提出する事業主は、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金支給申請書」（様式第1号）、「母性健康管理指導事項確認書」（様式第2号：母性健康管理指導事項連絡カードなど医師等が新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る指導事項を記載した書類がない場合に限る。）及び次に掲げるすべての書類の写しを添付しなければならない。

イ 雇用保険適用事業主でない場合は、労働者災害補償保険に加入していることが確認できる書類（例：労働保険関係成立届の事業主控（労働基準監督署受理済みのもの）、概算保険料申告書）

ロ 対象労働者が0203に規定する有給休暇を取得したこと及び取得日数が確認できる書類（例：母性健康管理指導事項連絡カードなど医師等が新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る指導事項を記載した書類（当該書類がない場合は母性健康管理指導事項確認書（様式第2号）及び母子健康手帳の表紙（氏名、交付日がわかるもの））に加え、休暇簿、出勤簿、タイムカード等）

ハ 年次有給休暇の場合と比べて6割以上の賃金が支払われる有給休暇の制度となっていることが確認できる書類（例：制度の周知資料、就業規則等）

ニ 有給休暇の制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を労働者に周知したことが確認できる書類（例：制度の周知資料等）

ホ ハの賃金が支払われたことが確認できる書類（例：賃金台帳等）

ヘ 対象労働者の所定労働日が確認できる書類（例：労働条件通知書、就業規則、勤務カレンダー等。シフト制又は交替制をとっている場合は、対象労働者の具体的な労働日・休日を当該労働者に対して示した勤務カレンダー、シフト表等）

ト 対象事業主に雇用されており、0203に規定する有給休暇取得の前に1日以上勤務している労働者であることが確認できる書類（例：出勤簿、タイムカード等）

チ 振込口座が確認できる書類（通帳又はキャッシュカード（申請者氏名、銀行名（支店名）、口座番号がわかるものに限る。）

---

### 0503 支給申請書の受理

共通要領0402に定めるほか、郵送（配達記録が残るものに限る。）により提出されたものについては、消印の日付が申請期間内であっても、労働局への到達日が申請期限を徒過していた場合には申請期間内に申請されたとは認められないこと。



---

## 0600 支給決定

---

### 0601 支給決定等の通知

管轄労働局長は、助成金の支給の決定をした場合は、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金支給決定通知書」（様式第3号）により、また、不支給の決定をした場合は、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金不支給決定通知書」（様式第4号）により事業主に通知するものとする。

また、共通要領0702に定める不正受給措置期間の通知は、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金不支給措置期間通知書」（様式第5号）により通知するものとする。

---

## 0700 返還

---

### 0701 返還

イ 管轄労働局長は、助成金の支給を受けた事業主が次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合や支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合には、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金支給決定取消・返還通知書」(様式第6号)により、当該事業主に対して、(イ)から(ロ)に掲げる額に係る支給決定を取り消す旨の通知を行うものとする。

(イ) 偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた場合 支給した助成金の全部又は一部

(ロ) 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合 当該支給すべき額を超えて支払われた部分の額

ロ 助成金の支給を受けた事業主が不正受給を行った場合(ハの場合を除く。)、上記イ(イ)の返還額に加え、不正受給の翌日から納付の日まで、年5分(令和2年4月1日以降に支給申請する場合は年3分)の割合で算定した延滞金及び当該返還額の2割に相当する額の合計額を支払う義務を負う。

ハ 0303ロに該当する事業主が行った支給申請について不正受給を行った場合は、共通要領0801ロの規定にかかわらず、不正受給により返還を求めた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2倍に相当する額の合計額を支払う義務を負うものとする。

---

## 0702 連帯債務

### イ 連帯債務

代理人が、不正受給に関与していた場合は、申請事業主等と連帯して、0701ロ又はハの合計額を支払う義務を負う。

### ロ 連帯債務の承諾

代理人は、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金支給申請書」(様式第1号)にて、不正受給に関与していた場合は、不正受給額の返還等に対して申請事業主等と連帯して債務を負うことを承諾する旨について記載する。

0801 雇用関係助成金の共通要領との関係

本要領に記載していない事項については、雇用関係助成金の共通要領に準ずること。

なお、有給休暇を取得した雇用保険被保険者については、両立支援等助成金「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」の支給対象となるものであること。

0802 施行期日

イ 令和2年6月12日付け雇均発0612第6号「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金の支給要領の制定等について」は、令和2年6月12日から施行する。

なお、令和2年5月7日以降に有給休暇を取得させた場合について遡って適用する。

ロ 令和2年9月30日付け雇均発0930第7号「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金の支給要領の改正について」は、令和2年9月30日から施行する。

なお、令和2年5月7日以降に有給休暇を取得させた場合について遡って適用する。

ハ 令和2年12月28日付け雇均発1228第3号「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金の支給要領の改正について」は、令和2年12月28日から施行する。なお、令和2年5月7日以降に有給休暇を取得させた場合について遡って適用する。

なお、当分の間、令和2年12月28日付け雇均発1228第3号「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金の支給要領の改正について」によって改正された「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金 支給申請書」（様式第1号）、「母性健康管理指導事項確認書」（様式第2号）の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。